

## 繁華街等での感染防止に向けた注意喚起活動の実施について

### 1 三宮北部地区における外出自粛、路上飲み自粛要請活動を継続して実施

#### (1) 実施内容

行動制限措置の終了まで、三宮北部地区において、客引き行為防止指導の見回りにあわせて、引き続き、外出自粛、路上飲み等の自粛を呼びかける。

特に、毎週金曜日は、人員を増強して重点的に呼びかけを実施する。

#### (2) 実施場所

三宮北部地区を2班体制で、午後6時頃から実施

- ・ Aコース : 生田新道から山手幹線までの北エリア
- ・ Bコース : 阪急神戸三宮駅から生田新道までの南エリア

#### (3) 実施体制

- ① 毎週金曜日 : 7人 × 2班

※客引き行為等防止指導員に加え、地域安全課職員及び警察官も同行

- ② その他の日 : 2人 × 2班

### 2 県民局・県民センターによる注意喚起活動

#### (1) 実施内容

行動制限措置の終了まで、県内各地の駅や繁華街、公園等において、外出自粛の街頭啓発等にあわせて、路上等での飲酒自粛や不要不急の外出自粛の徹底等と呼び掛ける。また、庁舎での懸垂幕掲出等の広報活動を引き続き行う。

#### (2) 実施場所

各県民局・県民センター管内の駅、繁華街、公園等

#### (3) 実施体制

各県民局・県民センター職員等数名（随時）